

平成28年度第4回県立社会福祉施設のあり方専門分科会議事録

- 日時 平成28年9月16日(金) 14:00～16:00
- 場所 杉妻会館 3階「石楠花の間」
- 内容

(安藤企画主幹)

それでは定刻より若干早くはありますが、皆様お集まりになりましたので、た
だいまより平成28年度第4回県立社会福祉施設あり方専門分科会を開会いたし
ます。

私は議長に進行をお願いするまでの間、司会を務めさせていただきます、福島県
保健福祉部企画主幹の安藤靖雄でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、御出席いただいている委員の皆様の御紹介につきましては、お配りして
おります専門分科会委員名簿を御覧いただくことにより、御紹介に代えさせてい
たきます。また、事務局につきましても、事務局名簿により御確認をお願いします。

議事に入らせていただく前に、あらかじめお配りしております資料の確認をさせ
ていただきます。次第及び出席者名簿、資料1、資料2、前回の専門分科会の議事
録、追加資料でございます。皆様、よろしいでしょうか。

最初に前回、太陽の国障害者支援施設の研修的な役割につきまして、御議論いた
だきましたが、県内の研修実施の状況等について、障がい福祉課により御説明いた
します。

(三浦障がい福祉課長)

障がい福祉課長の三浦でございます。前回の分科会におきまして、県内の障害福
祉サービス従事者に関する研修の実施形態について、県が実施しているのか、ある
いは民間が実施しているのかという質問がありましたので、それをまとめた資料が
追加でお配りさせていただいた資料になります。タイトルは、障害福祉サービス関
連研修一覧ということで、A4の横の資料になります。若干説明させていただきます。

まず、左側に大きく6の研修名が記載されております。相談支援従事者養成研修
から一番下になりますと、強度行動障がい支援者養成研修まで、その内訳が2列目
にあります。その次でございますのが、実施形態ということで、こちらの方に県、
あるいは県が委託して実施しているか、あるいは純粋に民間を指定し、民間に研修
をやっているかというものです。まず、県が直営で実施しているものにつ
きましては、喀痰の吸引等の研修、第3号研修と言いますが、これは喀痰の対象者
が特定の人ということで、不特定だと第1号などという表現になります。登録の研

修機関として、教育委員会であったり、竹田総合病院などに登録をしていただいて研修をしているというものになります。また、県が法人等に委託しているものが、1つ目の相談支援従事者養成研修、サービス管理責任者等研修になります。そして、民間に実施をゆだねているものは、県が研修機関として指定していますが、4つ目以降の居宅介護職員初任者研修、これは障がい者のホームヘルパーです。それからその下、外出介護従事者養成研修、強度行動障がい支援者養成研修です。

簡単ですが、説明は以上になります。

(安藤企画主幹)

ただいまの説明につきまして、御質問等はございますでしょうか。ないようでしたら、これより議事の方に入らせていただきたいと思います。

議事の進行につきましては、鈴木会長にお願いします。会長よろしく願いいたします。

(鈴木会長)

皆様にはお忙しい中、また、残暑厳しい中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。本日、第4回目ということでございまして、いよいよ案として形になってきたものを改めて皆様とともに確認していくこととなります。

それでは、まず、定足数を確認させていただきます。本日は、分科会委員8名でございしますが、8名全員に御出席いただいております。これは、福島県社会福祉審議会運営規程第5条に規定する半数以上の出席を満たしておりますので、本会議は有効に成立しております。

次に、議事録署名人の指名でございますが、私から御指名させていただきますよろしいでしょうか。

[異議なしの声]

ありがとうございます。それでは、高村トミ子委員、児島てい委員をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、会議次第に従いまして、議事に入ります。

まず、最初の議題でございますけれども、県立社会福祉施設のあり方 意見具申(案)についてです。先ほど、申し上げましたように、今回がこれまで専門分科会におきまして、皆様から御意見をいただいたわけでございますが、その御意見等を受けまして事務局で整理しました意見具申(案)というものが提示されておりますので、その内容を御確認していただくようになります。その意見具申(案)でございますが、次回の社会福祉審議会におきまして、当専門分科会の審議結果というこ

とで報告をさせていただくようになります。

それでは、最初に、資料1を御覧いただけますでしょうか。資料1の目次を開いていただきますと、大項目1から4までありますが、1から3までは現状、課題、大きな方向性について記述する部分でございますけれども、これは事務局からたたき台が示されて、御意見をいただきまして、概ね了解となった部分でございます。いろいろと修正箇所等もございますので、そういったところを中心に事務局から御説明をお願いします。

(星保健福祉総務課長)

保健福祉総務課長の星です。資料1と2を並べて御覧いただきたいと思います。資料2については、これまで委員の皆様から頂きました御意見とその対応を整理したのになります。これを踏まえまして、資料1の意見具申(案)を作成しております。それではまず資料2を御覧ください。

7頁のNO. 38です。島野委員から婦人保護施設について、施設の目的が「保護」から「自立支援」に移っているため、「自立支援」という文言を入れてはどうかという御意見をいただいております。これについては、資料1の3頁を御覧ください。この島野委員の御意見を踏まえまして、27行目の下線部のとおり反映しております。また、9頁を御覧ください。19行目以下も同様に下線部のとおり整理してございます。

次に、資料2の6頁のNO. 31を御覧ください。新田委員から太陽の国の障害者支援施設について、入所者の重度化の中で、地域生活移行が難しい方もいるので、そのような方々に対して居住の環境整備が必要との御意見をいただきました。これについては、資料1の8頁を御覧ください。18行目です。この御意見を踏まえまして、下線部のとおり整理しております。

資料1の8頁までの部分につきましては、文言の整理等はございますが、御説明した以外のところは、前回分科会でお示しさせていただきましたとおりです。

次に、資料2の1頁のNO. 5を御覧ください。佐藤委員から施設入所者が幸せを感じて暮らせることが大事であるとの御意見をいただきました。これについては、資料1の25頁を御覧ください。「むすびに」を今回新たにお示しさせていただきましたが、この中で、12行目に利用者やその家族の幸せな生活の実現といった視点を第一にという形で整理しております。

また、資料2の3頁のNO. 17を御覧ください。佐藤委員から施設を市街地に移転したり、他施設への転換を検討する必要があるとの御意見をいただきました。これについても、資料1の25頁の「むすびに」の中で、20行目に他の地域への移転や他施設への転換の可能性なども検討していく必要があるという形で整理しております。

説明は以上です。

(鈴木会長)

ありがとうございました。

大項目1から3までの大きな方向性の部分につきましては、ただいま事務局から説明がございましたけれども、これまで議論いただきました、たたき台をベースにして、それに対する意見を反映という形でこのような案を御提示いただきました。ここまでについて、皆様から御意見がございましたらお願いします。

(新田委員)

資料1の8頁に意見を反映していただいたところですが、地域に移行できないという文言は、できないというのは現実的にはそうだと思いますが、地域生活への移行が難しいという表現の方が適切かと思います。

(鈴木会長)

そうですね。その方が適切だと思います。

(星保健福祉総務課長)

そのとおり修正します。

(鈴木会長)

そのほか、皆様からございますか。

では、ただいま新田委員から御意見いただきましたところはそのとおりにします。それ以外の部分は、今回提示いただいた案のとおりにしたいと思います。

では、次に大項目の4ですけれども、各施設の今後の方向性になります。最初に事務局から案のまとめ方について御説明をお願いします。

(星保健福祉総務課長)

9頁以降には、今後の方向性について、施設ごとにまとめております。それぞれ施設の果たしてきた役割、これまでの見直しの状況、新たな課題については、これまで分科会の中で御覧いただいた資料と概ね同じ内容となっております。課題を踏まえた方向性につきましては、前回までに論点を踏まえ、委員の皆様にご議論をいただきました内容を今回まとめてございます。

説明は以上です。

(鈴木会長)

各施設についての記述が続いているわけですが、それぞれの施設につきまして項目が、施設の果たしてきた役割、これまでの見直しの状況等・利用者の状況の変化、社会情勢の変化を踏まえた新たな課題等、課題を踏まえた今後の方向性という4つのパーツに分かれております。最初の3項目につきましては、事実等を記述すると

ころになりますので、この分科会として重要なのは最後の課題を踏まえた今後の方向性になりますので、ここがどのような形でまとめられているかということをお確認いただくこととしたいと思います。

では、資料1の26頁を見ていただきたいと思います。今回、検討の対象とされている施設の一覧がございますが、施設の数が多いものですから、これを4つのグループに分けて最初に婦人保護施設「女性のための相談支援センター」から医療型障害児入所施設「総合療育センター」までの4施設をひとつのグループに、それから福祉型障害児入所施設、障害者支援施設、太陽の国関連施設というグループに分けてお確認いただきたいと思います。

それでは、最初に婦人保護施設から医療型障害児入所施設について、お確認いただけます。

始めに「女性のための相談支援センター」ですが、資料1の9頁の25行目以降をお覧ください。これまでいただいた御意見としましては、高村委員から文書で県の力が必要であるという意見をいただいたほか、法定必置機関であることもあって、特段、議論はございませんでした。この女性のための相談支援センターの今後の方向性につきましては、法定必置機関であるため、今後も県が運営する必要がある。それから、同伴児と入所する女性や家事等の生活スキルの獲得が必要な女性に対して、引き続き、支援の充実を図っていく必要があると整理されております。

次は、資料1の10頁をお覧ください。児童自立支援施設の「福島学園」でございます。25行目以降になりますが、こちらも高村委員から県の運営が望ましいとの御意見をいただいておりますが、福島学園については、特段、議論はございませんでした。ですので、今後の方向性としては、法定必置機関であるため、今後も引き続き県が運営する必要がある。また、虐待等に起因する問題行動を抱える児童への支援については、引き続き、児童相談所との連携を図りながら、取り組んでいく必要があると整理されております。

次に資料1の11頁をお確認いただきたいと思います。「若松乳児院」ですが、こちらは議論がございましたので、事務局から説明をお願いします。

(渡辺児童家庭課課長)

児童家庭課長の渡辺でございます。御説明させていただきます。

資料2の3頁のNO. 18とNO. 19をお覧ください。常盤委員からは医療機関との連携、児島委員からは児童養護施設との併設が必要との御意見をいただきました。また、資料2の4頁のNO. 23をお覧ください。高村委員から文書でこのまま県事業として運営していくのがよいとの御意見をいただきました。これらの御意見を踏まえた意見具申の案といたしまして、資料1の11頁の28行目以降をお覧ください。若松乳児院の今後の方向性として、医療機関との連携や児童養護施設

との併設を検討していく必要があるという形で整理しております。県の運営による適否についても、その中で検討していくという趣旨でございます。

(鈴木会長)

ありがとうございました。

次に、12頁の医療型障害児入所施設の「総合療育センター」でございます。28行目以降でございますけれども、これについても高村委員から県立でなければ無理ではないかという御意見をいただいたほか、特段、御議論はございませんでした。方向性といたしましては、引き続き、療育体制の中核機関及び地域療育体制支援拠点としての機能を強化し、県が運営する必要があると整理されております。

それでは、今見ていただきました4施設につきまして、皆様から御意見がございましたら、お伺いいたします。このような方向性でよろしいでしょうか。

(佐藤委員)

文言ですが、障がいの「がい」について、ひらがなと漢字の「害」とがバラバラだと思います。基本的に法律用語では漢字です。ですので、施設名や法律の条文は漢字の「害」だと思うのですが、それがひらがなと漢字が統一されていない。本来、「害」をひらがなで書く場合は、「者」つまり人につく場合がよろしいだろうという流れになります。「害」は団体によっては、別の漢字「碍」を各団体で使うものもある。一般的に普及しているのはひらがなだと思います。基本的には法律用語では漢字なので、「者」や「児」につく場合はひらがなで、それ以外は漢字で書くのがよいと思います。きちんと分けした表記にした方がよいと思います。逆に、全部漢字で統一して、意見具申の前の方に注記するという形でもよいと思いますが。

(鈴木会長)

では、ただいまの佐藤委員の御意見に対して、県の方でも表記についての何らかのルールをお持ちだと思うのですが、その辺りの考え方を説明してください。

(三浦障がい福祉課長)

障がい福祉課の三浦です。「害」の表記の考え方ですが、基本的には法律などで漢字を使っている場合は、漢字を使っております。県の方では障がい者計画など、県の施策として実施しているものについては全てひらがなで、後ろに者や児がつくつかないではありません。私どもの課名の障がい福祉課もひらがなにしております。そのような視点で、整理はさせていただいておりますが、改めてその考え方に基づいて精査させていただきます。よろしいでしょうか。

(佐藤委員)

はい。わかりました。

(鈴木会長)

法律用語としては、法律のとおり漢字を使うけれども、それ以外は「者」につくのもそうでないのも、県としてはひらがなを使うというルールになっていて、そのようになっているか精査するということですね。

(三浦障がい福祉課長)

はい。

(鈴木会長)

それでよろしいでしょうか。

(佐藤委員)

はい。私としては、本来は「者」につくものは、人に「害」という形はまずいだろうという流れでひらがなになった経緯があるので、そこの意味合いを考えての区分けという方が、すっきりすると思います。法律用語でない表記を勝手に使うわけですから。

(鈴木会長)

そこは県としての表記に統一するというところでよろしいかと思しますので、精査をお願いします。

その他、皆様から御意見ございますでしょうか。

(新田委員)

資料1の9頁の女性ための相談支援センターですが、前の分科会で発言しておけばよかったと思うのですが、①の女性のための相談支援センターの施設の果たしてきた役割の文書です。婦人保護施設については、売春防止法のできた当時は、性行または環境に照らして売春を行うおそれのある女子という要保護女子を収容保護する目的で出発していますが、現在は、配偶者からの暴力ですとか、生活困窮状態にある女性ですとか、知的障がいをもっていらっしゃる女性など女性たちが抱えている問題が多様化しています。歴史的には、性行または環境に照らして売春を行うおそれのある女子という役割を果たしてきていると思いますが、もう少し、実態に即した形で文言を変えた方がよいのではないかなと思います。多くの方が婦人保護施設を理解される際に、要保護女子を収容保護するということで、このような形でよいのかと疑問を感じました。

(鈴木会長)

女性のための相談支援センターは、県の公の施設ですが、条例設置でよろしいでしょうか。設置の目的はどのようになっていますか。

(新田委員)

要保護女子はもちろん、売春防止法上はこれで間違いがないと思いますが、内閣府の男女共同参画局のホームページでは、婦人保護施設は、基は売春を行うおそれがある女子を収容保護する施設でしたけれども、現在では、家庭環境の破たんや生活の困窮など様々な事情により社会生活を営む上で困難な問題を抱えている女性を保護の対象としておりますと書いてあります。こういった形で現状に照らした役割を追記していただく方がよろしいのではないのかということです。

(渡辺児童家庭課長)

今、委員がおっしゃったとおり、そもそも売春防止法でできた施設であります。現在の女性のための相談支援センターは、いわゆる婦人保護施設と婦人相談所を統合して、その機能を両方持ち合わせております。委員からございましたとおり、こちらからお示した記載が古いままになっているという状況になっておりますので、事務局の方で文言については、現在の機能を勘案しながら検討させていただきます。

(鈴木会長)

ここの売春を行うおそれがある女子という表現ではなく、実態に即した表現にするという整理ですね。

(渡辺児童家庭課長)

はい。

(鈴木会長)

新田委員、それでよろしいでしょうか。

(新田委員)

はい。

(鈴木会長)

ちなみに条例上はどのようなになっているのでしょうか。そこはあとで教えてください。

(小川政策監)

補足で説明させていただきますと、前の段階の施設の見直しの中でも婦人保護施設として、当時、しゃくなげ寮という名称ですが、売春防止法でできた施設でした。ただ、状況が変わってきて離婚問題やドメスティックバイオレンスなど、女性の最後のシェルターになっているという問題認識はしてきたので、今回の書き方が絞りすぎていますので、そこは時代の要請にあった、委員御指摘のように、事務局の方

で修正させていただきます。

(鈴木会長)

そのようにお願いします。実際にはそのような困難を抱えた女性が入所されているわけですので、そもそもその施設の設置目的もそのように整理されていると思いますので、あとで教えてください。

そのほか、皆様から何かございますでしょうか。

では、事務局の方に整理をお願いしたものを除いて、このような形で方向性をまとめることとしたいと思います。

次に進ませていただきます。

13頁です。福祉型障害児入所施設、まずは「大笹生学園」です。こちらは13頁の30行目以降を御覧いただければと思います。これについては、高村委員から民間の運営では難しいのではないかと御意見をいただきました。そのほか、特段、大笹生学園については、議論はなかったところです。ですので、方向性のところは、新園舎における運営経費の推移や今後の入所児童数の見込み、重度の知的障がい児や自閉症など専門性の高い処遇を必要とする児童への対応などを総合的に分析し、将来的な社会福祉法人への移譲等について今後のあり方を検討する必要があるという形で整理されております。ですので、民間での運営が本当にできるのかどうかという高村委員から御指摘があった点も含めてこのような視点で、今後検討していくというまとめ方になっております。

次に、14頁を御覧ください。「郡山光風学園」です。ここは議論がございましたので、事務局から説明をお願いします。

(渡辺児童家庭課長)

御説明いたします。資料2の3頁のNO. 15を御覧ください。島野委員からは郡山光風学園を視察して、聾学校の寄宿舎と共通するところがあるため、福祉と教育が連携していく必要があると感じたとの御意見をいただきました。また、同じく3頁のNO. 20を御覧ください。島野委員から入所施設としては、入所児童の見通しを踏まえた検討や特別支援教育との連携も大事だと思うが、デイサービスなど地域の支援を行う拠点という役割も必要だと思うとの御意見をいただきました。また、資料2の5頁のNO. 26を御覧ください。高村委員からも文書で入所・通所を併せて行うなどニーズに合わせた施設を検討すべきとの御意見をいただきました。これらの御意見を踏まえ、資料1の14頁の28行目以降を御覧ください。郡山光風学園の今後の方向性としましては、今後の入所児童数の見通しや地域へのサービス提供の方法、特別支援教育との連携方法を踏まえ、将来的な施設のあり方について検討するという形で整理されております。

説明は以上でございます。

(鈴木会長)

はい。郡山光風学園については、そのような形でございます。

次に、15頁を御覧ください。「ばんだい荘わかば」でございますけれども、これは特段、議論はなかった箇所でございます。15頁の23行目以降を御覧いただければと思います。今後の方向性としましては、障害福祉サービス事業所と連携を更に深め、地域移行を着実に進めるとともに、専門的なケアを充実させるため、医療機関との連携を図る必要がある。それから、ばんだい荘あおばとわかばは、機能的に一体的として運営されており、合築施設でもあることから、両施設併せて、処遇困難者を受け入れる役割を果たすため、引き続き、県立施設として運営するか、重度障がい児・者の受け入れが進んでいる社会福祉法人等に移譲すべきなのか検討していく必要がある。このように整理されているところであります。

では、ここで一旦区切りまして、13頁の大笹生学園から郡山光風学園、ばんだい荘わかばまでの3施設について、皆様からまとめ方について御意見がありましたらお願いします。

[意見なし]

よろしいでしょうか。委員から特段御意見がなければ、案のとおりといたしたいと思えます。

では、次に進みまして、障害者支援施設でございます。16頁になります。

最初に資料1の16頁の「太陽の国ひばり寮」ですが、県内唯一の肢体不自由者更生施設でございます。こちらは方向性については、特段、議論はございませんでした。28行目以降であります。地域移行を着実に進めるとともに、サービス向上を図るために段階的な規模縮小を行いながら、県立施設として運営するか、社会福祉法人等に移譲すべきなのか検討していく、また、専門的なケアを充実させるため、必要な人材の養成や医療機関等との連携を図る必要があると整理されております。

次に、17頁の「太陽の国けやき荘・かしわ荘・かえで荘」ですが、こちらは議論がございましたので、事務局から説明をお願いします。

(三浦障がい福祉課長)

障がい福祉課の三浦でございます。御説明します。まず、資料2の5頁NO. 28の児島委員や7頁のNO. 39の島野委員から地域移行を進めながら段階的な規模の縮小を行うことについては、賛成の御意見をいただいております。また、資料2の5頁のNO. 27を御覧ください。高村委員から文書で、重度の人が多く、入所定員を減らし、県で運営を行うのがよいとの御意見をいただきました。次に、同じく5頁のNO. 29を御覧ください。常盤委員から、県立施設が研修的な機能

を担う必要があるとの御意見をいただきました。また、本日、冒頭で追加資料により県内での研修の実施状況を御説明しましたとおり、民間でも研修は実施されておりますが、太陽の国障害者支援施設においても、これまでの受託の実績もあることから、研修的な機能を担う必要があると考えております。

次に、同じく5頁のNO. 30を御覧ください。菊地委員から、県立施設では触法の障がい者など、処遇困難者を受け入れる役割を果たすべきであるとの御意見をいただきました。一方で、全国的に民間施設でも入所者の高齢化、重度化が進んだことにより、県立と民間の差がなくなってきたという点については、委員の皆様から特に異論はありませんでした。これらを踏まえまして、資料1の17頁の26行目以降を御覧ください。「太陽の国けやき荘・かしわ荘・かえで荘」の今後の方向性としましては、地域移行を着実に進めるとともに、サービス向上を図るために段階的な規模縮小を行いながら、県立施設として運営するか、社会福祉法人等に移譲すべきなのか検討していく。専門的なケアを充実させるため、必要な人材の養成や医療機関等との連携を図るとともに、引き続き処遇困難者への対応や民間施設職員への研修的な役割を果たしていくと整理されております。

説明は以上です。

(鈴木会長)

ありがとうございます。「太陽の国けやき荘・かしわ荘・かえで荘」につきましては、そのようになっております。

次に18頁を御覧ください。「ばんだい荘あおば」ですが、こちらは「ばんだい荘わかば」と一体的に方向性を考えることで、前回御了承をいただいております。今後の方向性としては、18頁の25行目以降のとおり、ばんだい荘わかばと同様、地域移行を着実に進めるとともに、専門的なケアを充実させるために、医療機関等との連携を図る必要がある。ばんだい荘あおば・わかばは、機能的にも一体として運営されており、合築施設でもあることから、両施設併せて、処遇困難者を受け入れる役割を果たすため引き続き県立施設として運営するか、重度障がい児・者の受け入れが進んでいる社会福祉法人等に移譲すべきなのか検討していく必要があると整理されております。

これまでの5施設につきまして、御意見等はございますでしょうか。

[意見なし]

それでは、意見がないようでしたら、案のとおりとします。

次に、太陽の国関連施設です。最初に「太陽の国病院」ですが、こちらは論点がございましたので、事務局から説明をお願いします。

(星保健福祉総務課長)

御説明いたします。資料2の6頁のNO. 32を御覧ください。常盤委員から、

病院は必要であるので、医療従事者の確保を進めていく必要がある。赤字の運営も仕方がない面がある。民間では受けるところがないので、県で運営する必要があるとの御意見をいただきました。同じく6頁のNO. 33を御覧ください。菊地委員から、病院設置の必要性はわかるが、効率性も必要だと思う。地域の方々にも利用してもらえようような努力が必要との御意見をいただきました。さらに、7頁のNO. 42を御覧ください。島野委員から文書で、福祉施設の見直しに併せて、機能・役割などの見直しが必要。地域移行を進める中で、地域で暮らす障がい者の医療ニーズに応えるためにどのようにするかという視点が必要との御意見をいただきました。これらの御意見を踏まえまして、資料1の19頁の25行目以降を御覧ください。太陽の国病院の今後の方向性としましては、太陽の国の入所者に対する医療機関は必要であるため、引き続き、医師を始めとする医療従事者の確保を図るとともに、患者・家族の意見を尊重した看取りの推進等による入院稼働の減少のため、診療体制について検討する。施設入所者だけではなく、地域に開かれた医療機関としての役割を果たすとともに、今後は地域で暮らす障がいを持った方々のニーズを踏まえた医療の提供についても検討すると整理されております。

説明は以上です。

(鈴木会長)

ありがとうございました。次に、20頁の「太陽の国厚生センター」ですが、こちらも論点がございましたので、事務局から御説明をお願いします。

(星保健福祉総務課長)

御説明します。資料2の6頁のNO. 34を御覧ください。高村委員から、厚生センターは必要が無くなっていると思うとの御意見をいただきました。同じく6頁のNO. 35を御覧ください。菊地委員から、子ども広場など、地域住民に開かれた利用促進を考える必要があるとの御意見をいただきました。また、下のNO. 36を御覧ください。常盤委員から、インセンティブをつけて、努力すれば人も集まるとの御意見をいただきました。これらの御意見を踏まえまして、資料1の20頁の28行目以降を御覧ください。太陽の国厚生センターの今後の方向性としましては、当面は施設機能を維持しつつ、将来的に建替え等が必要になった場合は、施設の廃止を検討していく。利用料金制度など、指定管理者にインセンティブが働くような仕組みを導入するとともに、地域に開かれた活用方法など幅広く、利活用の方策を検討していくという形で整理しております。

説明は以上です。

(鈴木会長)

ありがとうございました。次に、21頁の「勤労身体障がい者体育館」ですが、こちらは厚生センターと同じような観点から意見が交わされましたので、方向性としても、厚生センターと同様にまとめられております。

次に、22頁「太陽の国中央公園・管理センター」、「給食センター・洗濯センター」、23頁の「終末処理場」、「エネルギーセンター」、24頁の「白樺寮」までは、特段、議論はございませんでした。

22頁の14行目を御覧ください。「太陽の国中央公園・管理センター」の今後の方向性につきましては、共通施設であるため、太陽の国各施設の見直しを踏まえて、必要な機能を検討すると整理されております。

次に、同じく22頁の27行目を御覧ください。「給食センター・洗濯センター」の今後の方向性につきましては、現在のようにセンターを設置する方法と完全委託化する方法を比較するなど、運営の効率性を検証した上で、今後の方向性を検討する必要があると整理されております。

次に、23頁の13行目を御覧ください。「終末処理場」の今後の方向性につきましては、社会福祉事業団に移譲した施設の合併浄化槽の設置状況を踏まえ、計画的に施設を廃止する必要があると整理されております。

次に、同じく23頁の29行目を御覧ください。「エネルギーセンター」の今後の方向性につきましては、煙突及び地下重油タンク、各施設を結ぶパイプラインや高架等の残っている施設を計画的に撤去する必要があると整理されております。

次に、24頁の9行目を御覧ください。「白樺寮」の今後の方向性につきましては、人材確保のため福利厚生充実が必要である一方で、民間アパートも充実してきていることから、当面は施設機能を維持しつつ、将来的に建替え等が必要になった場合は、施設の廃止を検討していく必要があると整理されております。

では、太陽の国関連施設につきまして、御意見等はございますでしょうか。

〔意見なし〕

それでは、意見がないようでしたら、案のとおりとします。

では、最後になりますが、25頁「むすびに」を御覧ください。最初に説明がありましたとおり、12行目に「利用者やその家族の幸せな生活の実現といった視点を第一に」といった御意見をもとにした文章を入れていただき、このような形での「むすびに」となりました。これにつきまして、御意見等はございますでしょうか。

〔意見なし〕

それでは、意見がないようでしたら、案のとおりとします。

それでは、以上で県立社会福祉施設のあり方の意見具申案についての議論を終わらせていただきたいと思います。冒頭にも御説明しましたとおり、この意見具申案は、次回の社会福祉審議会において、当専門分科会の審議結果として報告いたします。本日、皆様から御意見があった点や、「てにをは」ですとか、用語については再度精査をお願いいたします。

それでは、以上で、本日の議事については終了となります。最後に、その他として事務局から何かございますか。

(安藤企画主幹)

ここで、福島県保健福祉部政策監の小川武より謝辞を申し上げます。

(小川政策監)

この場をお借りしまして、一言御礼を申し上げます。

鈴木会長をはじめ、専門分科会委員の皆様には、大変お忙しい中、三ヶ月間にわたり、現地調査を始め、熱心な御審議と貴重な御意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

県といたしましても、社会福祉を取り巻く様々な環境が大きく変化している中、利用者やその家族の皆様の幸せな生活の実現といった視点を第一に、見直しを行う必要があると考えているところでございます。

今後は、審議会から県に対して意見具申をいただくこととなりますが、その御意見を踏まえて、改めて県として県立社会福祉施設の方向性を取りまとめることといたします。可能なものは来年度の予算から反映させて進めて参りたいと思います。

委員の皆様には、これからも、県の社会福祉行政に対し、御指導と御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。御礼の言葉に代えさせていただきます。

本当にありがとうございました。

(安藤企画主幹)

つづきまして、事務局から今後の日程を御説明させていただきます。平成28年度第2回社会福祉審議会につきましては、10月17日(月)午後2時45分から杉妻会館にて開催させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、出欠の報告につきましては、本日お配りしております出欠報告書にて、9月30日(金)までに御回答願います。

(鈴木会長)

では、最後に皆様から何かございましたらお願いいたします。

(鈴木会長)

この数ヶ月の間、委員の皆様には大変お忙しい中、ありがとうございました。現地調査等も含めまして、県立社会福祉施設の今後のあり方について、皆様に真摯に御検討いただきましてこのような案がまとまりました。御協力いただいたことに感謝申し上げます。皆様から御意見いただく中で、私も気づいたこと学んだことございました。感謝申し上げます。

議事の進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。

(安藤企画主幹)

これをもちまして、平成28年度第4回県立社会福祉施設のあり方専門分科会を閉会させていただきます。これまで、分科会におきまして御熱心な御議論、本当にありがとうございました。

この記録の正確なることを認め署名する。

平成 28 年 10 月 17 日

議長 会長

鈴木 千賀子

署名人 委員

高村 トミ子

署名人 委員

児島 てい